

令和6年度 就学援助費の受給について

◆決定通知書に記載されている決定内容、氏名、振込先金融機関、口座番号などに間違いがないか確認してください。

◆決定通知書の再発行はいたしません。令和7年3月まで大切に保管してください。

決定内容	(1) 要保護認定・・・生活保護を受けている方 (2) 準要保護認定・・・上記以外の方
------	--

◆支給方法及び支給内容

- (1) 援助費の支給内容は、裏面のとおりです。ただし、欠席状況や給食の実施回数等により、支給内容が異なります。
- (2) 移動教室費・卒業アルバム費・修学旅行費・学校生活管理指導表作成費・宿泊訓練費については、学校に別途調査し、保護者負担額の確認ができた直近の支給時期に支給します。
- (3) 令和7年度の中学校入学準備金を中学校入学前の3月に小学校6年生に対して支給します。令和7年3月に受給資格があり、国公立の中学校へ入学予定の方が対象です。
- (4) 中学生の『体育実技用具費』は、学校で「受給申請書」を受け取り、領収書（令和6年4月～令和7年3月の間に取得・申請されたものが対象となります）を添付して、学校へ提出してください。
- (5) 特別支援学級在籍の方の『通学費』は、別に就学奨励費の申請が必要です。
- (6) 支給ごとの振込み通知は省略いたします。

◆申請内容に変更が生じた場合

申請内容に変更が生じた場合は、教育委員会への届出が必要となります。学校または学務課にある所定の用紙（就学援助申請内容変更届）にご記入の上、提出してください。

- (1) 転出、婚姻、離婚、死亡等による保護者の変更
- (2) 転居、転校
- (3) 振込先金融機関・口座番号の変更
- (4) 就学援助費受給の辞退

★ご注意ください！・・・杉並区外に転出した場合

杉並区外へ転出し、引き続き就学援助費の受給を希望する場合には、転出先の区市町村で必ず、就学援助の申請を行ってください。

学校を転校しなかった場合でも、杉並区から就学援助費を支給するのは、転出月の分までとなります。

※ 転出月日により、杉並区から支給した就学援助費を返還していただくことがありますのでご了承ください。

◆問合せ先

杉並区教育委員会事務局 学務課 就学奨励担当 （杉並区役所 東棟6階）
電話：(代表) 03-3312-2111 内線 1625
(直通) 03-5307-0761

令和6年度 就学援助費 費目別支給額表【小学校】

単位：円

学年	支給時期	7月末日頃	9月末日頃	11月末日頃	1月末日頃	3月末日頃	支給合計額
	内訳	学用品費	4～7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分
	給食費	4～7月分	9月分	※1 下記参照			
1年	学用品費	3,560	1,780	1,780	1,780	1,780	10,680
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
	入学準備金	50,870					50,870
2年	学用品費	3,560	1,780	1,780	1,780	1,780	10,680
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
3年	学用品費	3,560	1,780	1,780	1,780	1,780	10,680
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
4年	学用品費	3,560	1,780	1,780	1,780	1,780	10,680
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
5年	学用品費	3,560	1,780	1,780	1,780	1,780	10,680
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
	移動教室費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
6年	学用品費	3,560	1,780	1,780	1,780	1,780	10,680
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
	移動教室費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
	卒業アルバム費						実費
	入学準備金				※2 59,040 (予定)		
全学年	学校生活管理指導表作成費	学校生活管理指導表の文書作成にかかった費用 (令和6年度用として作成されたものが対象となります。 学校に対し学務課が調査を行い、確認できたものを対象とします。 そのため、別途申請の必要はありません。)					定額 3,000
	医療費	学校病として指定されている疾病の治療費 (『マル子医療証』が適用されない方のみ支給される場合があります。 必ず受診前に、「学校病医療券」を学校で受け取り、医療機関へ提出してください。)					実費
特別学級	宿泊訓練費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
	通学費			実費		実費	実費

令和6年度 就学援助費 費目別支給額表【中学校】

単位：円

学年	支給時期	7月末日頃	9月末日頃	11月末日頃	1月末日頃	3月末日頃	支給合計額
	内訳	学用品費	4～7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分
	給食費	4～7月分	9月分	※1 下記参照			
	学校行事費	1学期分	2学期分	3学期分			
1年	学用品費	11,530	5,720	5,720	5,720	5,720	34,410
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
	入学準備金	59,040					59,040
	学校行事費	2,680	2,680		2,010		7,370
	ランドトップスクール費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
2年	学用品費	11,530	5,720	5,720	5,720	5,720	34,410
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
	学校行事費	2,680	2,680		2,010		7,370
	移動教室費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
3年	学用品費	11,530	5,720	5,720	5,720	5,720	34,410
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
	学校行事費	2,680	2,680		2,010		7,370
	修学旅行費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
	卒業アルバム費						実費
全学年	体育実技用具費	体育の授業において使用する体育実技用具のうち、柔道着又は剣道衣・防具一式を購入した場合、在学中に一回に限り支給 (令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に購入し、別途申請されたものが対象となります) 学校が一括レンタルした場合、その費用を支給					柔道→7,650 剣道→52,900 以内実費
	学校生活管理指導表作成費	学校生活管理指導表の文書作成にかかった費用 (令和6年度用として作成されたものが対象となります。 学校に対し学務課が調査を行い、確認できたものを対象とします。 そのため、別途申請の必要はありません。)					定額 3,000
	医療費	学校病として指定されている疾病の治療費 (『マル子医療証』が適用されない方のみ支給される場合があります。 必ず受診前に、「学校病医療券」を学校で受け取り、医療機関へ提出してください。)					実費
特別学級	宿泊訓練費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
	通学費			実費		実費	実費

※1 給食費が無償化の場合、給食費の支給はありません。区外校で給食費の徴収がある場合は、3月支給分で調整して支給します。

※2 令和6年度の中学校入学準備金を中学校入学前の3月に小学校6年生に対して支給します。令和6年3月に受給資格があり、国公立の中学校へ入学予定の方が対象です。

(注意)

1.生活保護を受けている場合、下線のある費目のみ支給します。(他の費目は福祉事務所から支給します。)

2.入学準備金(1年生)は、4月認定者のみ支給します。

※令和6年3月に入学準備金の入学前支給を受けた中学1年生には、今年度との差額(3,000円)を支給します。

3.区外校及び国立・都立小学校に通われている方の学用品費については、金額が異なるため3月に差額分を支給します。

4.区外校及び国立・都立小学校に通われている方には、学校行事費を支給します。支給時期は、認定月の直近の支給月に一年分を支給します。
支給額：1・2年生(1,920円)、3・4年生(3,570円)、5・6年生(4,030円)

5.区外校の移動教室費(小学校5・6年生、中学校1・2年生)、修学旅行費(中学校3年生)は、実費調査後、学期ごとに支給します。

兄弟姉妹がいて、申請者が同じ場合は、その支給時の支給額の合計金額を一括して指定の口座に振り込みます。
※児童・生徒ごとの振り込みではありません。

振込人名(スギナミックガムカエンジョビ)